防整情第１０４３４号
令和５年５月１１日
一部改正　防整情第１４０３５号
令和５年６月３０日

情報保証責任者
整備計画局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長　　殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

情報保証統括責任者
整備計画局長
（公印省略）

調達行為を伴わない外部サービスの職務上の利用等について（通知）

標記について、調達行為を伴わないＳＮＳ等の外部サービスの利用等に関する申合せ（令和４年１２月１２日関係省庁申合せ）及びＣｈａｔＧＰＴ等の生成ＡＩの業務利用に関する申合せ（令和５年５月８日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）を踏まえ、防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号。以下「情報保証訓令」という。）第５７条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

なお、調達行為を伴う外部サービスの職務上の利用等については、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（防装庁（事）第３号。平成３０年１月９日）において、外部サービスの私的利用については、ソーシャルメディアの私的利用に関する注意事項について（通知）（防整情第７５９２号。令和５年４月２０日）においてそれぞれ定めるところによる。

記

１　趣旨等

本通知は、昨今ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）やＷｅｂ会議サービスをはじめとする外部サービスの利用等が職務上必要となる機会が増大して

きており、こうした外部サービスの利用等に当たっては、セキュリティリスクを十分踏まえることが求められることから、調達行為を伴わない外部サービスの職務上の利用等について定めるものである。

なお、調達行為を伴わない外部サービスにおいて、業務用データを取り扱うことはできない。

2　用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　外部サービス　ＳＮＳ、Ｗｅｂ会議サービス、翻訳サービス、オンラインによるストレージサービス、生成ＡＩサービスその他の部外の者が一般向けに情報システムの一部又は全部の機能を提供するものをいう。

⑵　利用等　防衛省の情報システムを用いて、外部サービスを防衛省の職務として利用すること及び防衛省の情報システムに外部サービスを利用するためのアプリケーション等をインストールすることをいう。

⑶　業務用データ　職員が職務上作成し（作成中も含む。）、又は取得したデータであって、当該データに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第５条各号の規定に基づき行う開示又は不開示の処分に係る審査基準を適用した場合、不開示情報に該当する情報が含まれるものをいう。

⑷　外部サービス利用者　職務として外部サービスを利用等する防衛省職員（業務委託している事業者が外部サービスの利用等を行う場合には、当該事業者の従業員を含む。）をいう。

3　外部サービスの利用承認

⑴　機関等の情報保証責任者は、職務上、外部サービスの利用等を行う場合、あらかじめ情報保証統括責任者の利用承認を受けなければならない。

⑵　機関等の情報保証責任者は、利用承認を受ける場合には、別紙様式により情報保証統括責任者に申請するものとする。

⑶　情報保証統括責任者は、前号の申請を受けた場合、これを審査するため、内閣サイバーセキュリティセンターに対して、必要な助言を求めるものとする。ただし、利用等の申請を受けた外部サービスについて、既に内閣サイバーセキュリティセンターの助言を受けている場合には、これを省略することができる。

なお、前号の申請に生成ＡＩサービスが含まれていた場合は、ＡＩ戦略チーム（ＣｈａｔＧＰＴ等の生成ＡＩの業務利用に関する申合せ（令和５年５月８日デジタル社会推進会議幹事会申合せ））へ報告するものとする。

⑷　情報保証統括責任者は、申請を受けた外部サービスの利用等が可能であることを確認した上で利用承認を行い、その結果を機関等の情報保証責任者に通知するものとする。

４　外部サービス管理者の責務

⑴　外部サービスの利用承認を受けた機関等の情報保証責任者は、当該外部サービスの利用等を適切に管理するため、情報保証訓令別表第２に定める単位を基準として、外部サービス管理者を指定するものとする。

⑵　外部サービス管理者は、外部サービス利用者が外部サービスにおける業務用データを取り扱うこと、外部サービスの誤った操作及び設定を行うこと等を防止するため、外部サービス利用者に対する継続的な指導、外部サービス利用者による利用等の状況の把握、設定及び操作手順書の作成及び提示等、必要な措置を講じるものとする。

⑶　外部サービス管理者は、オンラインによるストレージサービスの利用等を行う場合には、データを別途適切に保存する等、外部サービスの特性に応じた必要な措置を講じるものとする。

⑷　外部サービス管理者は、その補助者として、外部サービス管理者補助者を指定することができる。

５　経過措置等

⑴　機関等の情報保証責任者は、本通知の施行前に利用等を開始している外部サービスについては、令和５年８月３１日までの間、第３項に規定する利用承認を受けずに利用等を継続することができる。

⑵　本通知の実施に関し必要な事項は整備計画局サイバー整備課長が定める。

関連文書　１：調達行為を伴わないＳＮＳ等の外部サービスの利用等に関する申合せ（令和４年１２月１２日関係省庁申合せ）

２：ＣｈａｔＧＰＴ等の生成ＡＩの業務利用に関する申合せ（令和５年５月８日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）

添付書類：別紙様式

配布区分：整備計画局情報通信課長

外部サービスの名称	外部サービスを提供する事業者	利用目的（業務内容等）	業務用データの取扱の有無	利用期間	部隊等名	外部サービス管理者	外部サービス利用者の範囲

別紙様式